



暴走族追放強調運動実施要綱

平成23年度

暴走族追放強調運動実施要綱

【スローガン】「暴走をしないさせない見に行かない」

【期間】平成23年6月1日(水)から6月30日(木)までの1か月間

●運動の重点

- (1) 暴走族追放気運の高揚
- (2) 暴走族への加入阻止・暴走行為未然防止対策の推進
- (3) 暴走族（暴走行為）の取締り、組織の解体
- (4) 不正改造車両に対する指導取締りの強化
- (5) い集・暴走する場所等に関する管理措置の推進

●重点地域・路線

(1) 重点地域(12市町)		(2) 重点路線(12路線)	
地区	市町	国道	県道
県北	水戸市・日立市 ひたちなか市・大洗町	6号 50号 51号	常陸那珂港山方線 大洗公園線
鹿行	鹿嶋市・神栖市・鉾田市	124号	水戸鉾田原線
県南	土浦市・石岡市 つくば市	125号 245号	筑波公園氷井線
県西	下妻市・坂東市	408号	筑西つくば線

(3)特に緊急かつ重点的に対策を構げる地域

筑波山の朝日峠・風返峠周辺

【運動の目的】

暴走族の動きが活発化する夏季において、関係機関・団体が県民と一体となって暴走族を追放するための運動を強力に展開し、暴走族を許さない社会環境の形成を図る。

(4) 不正改造車両に対する指導取締りの強化

- ア 不正改造車両に対する強力な指導取締りを行い、暴走行為等に使用される車両を排除する。
- イ 関係機関が連携し、不正改造車両の保管・車両検査等を行い、整備命令を発令して改修部分の修復を図る。

【運動の推進要領】

(1) 暴走族追放気運の高揚

- ア 新聞・ラジオ等のマスメディアや、スター・チラシ・広報誌・道路情報装置等の各種広報媒体を活用した広報を展開し、本運動の目的を県民に周知する。
- イ 暴走事案等の多発する地域では、各種会議・行事等において、暴走族追放に向けた地域一体となつた取り組みの必要性について意識啓発を行い、暴走族追放気運の高揚を図る。
- ウ 自動車関係機関・団体は、自動車分解整備事業者・自動車板金事業者・自動車部品販売業者等に対する広報・指導を強化し、不正改造車両の整備拒否運動を展開するとともに、不正改造に使用されるおそれのある部品の不売運動を徹底する。

(2) 暴走族への加入阻止及び暴走行為の未然防止対策

- ア 中学校・高等学校においては、同級生・同窓生・卒業生による勧誘を契機とする暴走族への加入を防止するため、「暴走族加入阻止教室」等の開催を通じて暴走族の反社会性・危険性を強く認識させるための指導を強化する。
- イ 保護者、暴走族構成員等に対する暴走族への加入防止及び離脱促進のための相談活動を推進する。
- ウ 家庭・学校・職場における「暴走をしないさせない見に行かない」運動を推進する。

- エ 関係機関・団体が暴走族の動向等について、相互に情報交換を積極的に行うとともに、暴走行為の危険性を周知し、暴走族への加入を阻止する。
- また、過去に暴走歴のある青少年及び暴走行為に参加するおそれのある青少年に対しては、必要に応じて指導警告を行い、暴走行為の未然防止を図る。

(3) 暴走族（暴走行為）の取締り・組織の解体

- ア 共同危険行為、爆音暴走行為等の暴走事案に対しても、交通法令はもとより関係法令を適用して徹底した取締りを行い、組織が大規模化する前に後挙・補導し、組織の早期解体を図る。
- イ 単独暴走行為については、日常の交通指導取締りを強化し、暴走行為の抑止を図る。
- ウ 暴走族OB等で構成された暴走行為を誘発するいわゆる「ギャラリー」について、暴走・補導活動を強化する。

【重点地域等活動】

重点地域等においては、推進体制を整え、運動の推進要領に基づき総合的な対策を実施する。

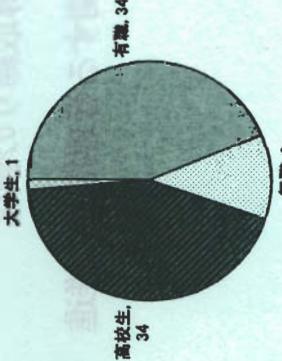
【暴走族対策推進体制の確立】

本運動及び各種暴走族対策推進の実効を期すため、交通安全対策担当機関・団体は管理職等責任のある立場にある者を「暴走族対策責任者」に指定するなど、各種対策の企画、調査及び関係機関・団体との連絡調整に当たる体制を確立する。

<集団暴走検挙・捕導者数>

平成22年中（78名）

大学生 1



<特徴>

- ◎数グループが連合化し、広範にわたる集団暴走が増えている。
- ◎悪質・凶悪化している。
- ◎暴力団との結びつきを深めている。

暴走族相談電話

暴走族についての相談及び情報提供は（リーダイヤル）0120-375-214※24時間受付（メールアドレス）keikousi@pref.ibaraki.lg.jp
上記のほか、各署課等でも暴走族相談員（一般的のボランティア）が相談に応じます。